平成２２年（フ）第２７８８号
東京都杉並区方南１丁目２―12―101
債務者　佐藤　信行
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７９４号
東京都中野区沼袋２丁目４―５―201
債務者　緑川　政行
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７９５号
東京都大田区南馬込３丁目７―９―101
債務者　山崎　祐世
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７９６号
東京都江東区南砂５丁目３―11―103
債務者　高野　建三
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８０１号
東京都葛飾区亀有４丁目10―８
債務者　酒井　　廣
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８１２号
神奈川県海老名市今里１丁目17―25
債務者　佐山　俊一
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８３０号
神奈川県川崎市宮前区鷺沼１丁目23―４―106
債務者　橋本美奈子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８３２号
埼玉県草加市清門町512―８
債務者　寺嶋由美子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８３４号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目39―25―105
債務者　臼井　　敬
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８３５号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目39―25―105
債務者　臼井　立男
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８３６号
神奈川県川崎市川崎区塩浜２丁目23―６―302
債務者　今川　直規
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８３７号
東京都江戸川区東葛西５―52―６　プルミエ葛西Ａ102、住民票上の住所東京都豊島区西池袋２丁目15―14―106
債務者　今野　和也
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８３８号
東京都中野区本町４丁目18―５―202
債務者　岡崎　淳一（旧姓竹村）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８４０号
東京都江東区亀戸９丁目19―20―1305
債務者　松原　謙一
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８４１号
神奈川県川崎市川崎区鋼管通５丁目５―４―203
債務者　稲葉　一由
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５号
横浜市青葉区青葉台２丁目34番地２　617号
債務者　高橋　博子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部